

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療費の支給及び指定難病要支援者証明事業に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

富山県は、難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療費の支給及び指定難病要支援者証明事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

富山県知事

公表日

令和7年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療費の支給及び指定難病要支援者証明事業に関する事務
②事務の概要	難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき、支給認定を受けた指定難病の患者が指定難病に係る医療を受けた場合に、特定医療費の支給を行う事務及び、登録者証を交付し、当該患者が指定難病に罹患していることを証明する事務。 指定難病の患者が提出する申請書の内容を基に審査を行い、加入する医療保険上の世帯の所得に応じた月額自己負担上限額や高額療養費適用区分を記載した特定医療費（指定難病）受給者証を交付する。また、指定難病に罹患していることの証明を受けようとする者が提出した申請書の内容を基に審査を行い、当該罹患事実を証する登録者証を交付する。 特定医療費（指定難病）受給者証の交付にあたっては、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）（以下「番号法」という。）第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づいて情報提供ネットワークに接続し、他情報保有機関が保有する特定個人情報（生活保護関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報、年金関係情報、医療保険情報）を入手する。 ＜Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務＞ ・情報連携のため、本県は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。
③システムの名称	難病等医療費管理システム、統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、Public Medical Hub (PMH)

2. 特定個人情報ファイル名

難病等医療費管理システムファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 131の項
--------	--------------------

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	＜情報提供の根拠＞ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 14、18、42、77、80、113、125、144、161の項 ＜情報照会の根拠＞ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 158の項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	富山県厚生部健康対策室感染症・疾病対策課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	富山県経営管理部法務文書課情報公開係 〒930－8501 富山県富山市新総曲輪1番7号 電話 076－444－3111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	富山県厚生部健康対策室感染症・疾病対策課疾病・難病担当 〒930－8501 富山県富山市新総曲輪1番7号 電話 076－444－4513
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、申請者本人からマイナンバー提供を受けることを徹底している。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	難病等医療費管理システム等へのアクセスが可能な職員は、静脈認証及びパスワード認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年5月21日	システムの名称	難病関係事務処理システム	難病等医療費管理システム	事後	
令和1年5月21日	法令上の根拠	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(平成25年5月31日補遺「津第27号」)(以下「番号法」という)第9条第1項 別表第一の98の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第71条	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第1の98の項 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第71条	事後	
令和1年5月21日	部署	厚生部健康課	富山県厚生部健康課	事後	
令和1年5月21日	所属長	厚生部健康課長 太田 浩男	課長	事後	
令和1年5月21日	請求先	富山県経営管理部文書総務課情報公開係 住所: 富山市新総曲輪1番7号 電話: 076-444-3111	富山県経営管理部文書総務課情報公開係 〒930-8501 富山県富山市新総曲輪1番7号 電話 076-444-3111	事後	
令和1年5月21日	連絡先	富山県厚生部健康課感染症・疾病対策班 住所: 富山市新総曲輪1番7号 電話: 076-444-4513	富山県厚生部健康課感染症・疾病対策班 〒930-8501 富山県富山市新総曲輪1番7号 電話 076-444-4513	事後	
令和1年5月21日	対象人数	平成28年4月1日 時点	平成31年3月31日 時点	事後	
令和1年5月21日	取扱者数	平成28年4月1日 時点	平成31年3月31日 時点	事後	
令和1年5月21日	Ⅳ リスク対策		新様式への変更(Ⅳ リスク対策を追加)	事後	
令和3年7月1日	①部署	富山県厚生部健康課	富山県厚生部健康対策室健康課	事後	
令和3年7月1日	請求先	富山県経営管理部文書総務課情報公開係	富山県経営管理部総務課情報公開係	事後	
令和3年7月1日	連絡先	富山県厚生部健康課感染症・疾病対策班	富山県厚生部健康対策室健康課疾病・難病担当	事後	
令和3年7月1日	対象人数	平成31年3月31日 時点	令和3年3月31日 時点	事後	
令和3年7月1日	取扱者数	平成31年3月31日 時点	令和3年3月31日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月30日	特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき、支給認定を受けた指定難病の患者が指定難病に係る医療を受けた場合に、医療費の給付を行う事務。 指定難病の患者が提出する申請書の内容を基に審査を行い、加入する医療保険上の世帯の所得に応じた月額自己負担上限額や高額療養費適用区分を記載した特定医療費(指定難病)受給者証を交付する。 特定医療費(指定難病)受給者証の交付にあたっては、番号法第19条第7号(別表第2)に基づいて、情報提供ネットワークに接続し、他情報保有機関が保有する特定個人情報(生活保護関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報)を入手する。	難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき、支給認定を受けた指定難病の患者が指定難病に係る医療を受けた場合に、医療費の給付を行う事務。 指定難病の患者が提出する申請書の内容を基に審査を行い、加入する医療保険上の世帯の所得に応じた月額自己負担上限額や高額療養費適用区分を記載した特定医療費(指定難病)受給者証を交付する。 特定医療費(指定難病)受給者証の交付にあたっては、番号法第19条第8号(別表第2)に基づいて、情報提供ネットワークに接続し、他情報保有機関が保有する特定個人情報(生活保護関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報、年金関係情報、医療保険情報)を入手する。	事後	5年経過の評価の再実施
令和3年9月30日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<情報提供の根拠> ・番号法第19条第7号別表第2の26、56の2、87の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第1号リ、第30条第6号、第44条第1号リ <情報照会の根拠> ・番号法第19条第7号 別表第二の120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の3各号	<情報提供の根拠> ・番号法第19条第8号別表第2の26、56の2、87の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第1号リ、第30条第6号、第44条第1号リ <情報照会の根拠> ・番号法第19条第8号 別表第二の120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の3各号	事後	
令和6年7月24日	評価書名	難病医療費助成に関する事務 基礎項目評価書	難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療費の支給及び指定難病要支援者証明事業に関する事務 基礎項目評価書	事後	
令和6年7月24日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	富山県は、難病医療費助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	富山県は、難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療費の支給及び指定難病要支援者証明事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年7月24日	特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	難病医療費助成に関する事務	難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療費の支給及び指定難病要支援者証明事業に関する事務	事後	
令和6年7月24日	特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき、支給認定を受けた指定難病の患者が指定難病に係る医療を受けた場合に、医療費の給付を行う事務。 指定難病の患者が提出する申請書の内容を基に審査を行い、加入する医療保険上の世帯の所得に応じた月額自己負担上限額や高額療養費適用区分を記載した特定医療費（指定難病）受給者証を交付する。 特定医療費（指定難病）受給者証の交付にあたっては、番号法第19条第7号（別表第2）に基づいて、情報提供ネットワークに接続し、他情報保有機関が保有する特定個人情報（生活保護関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報、年金関係情報、医療保険情報）を入手する。	難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき、支給認定を受けた指定難病の患者が指定難病に係る医療を受けた場合に、特定医療費の支給を行う事務及び、登録者証を交付し、当該患者が指定難病に罹患していることを証明する事務。 指定難病の患者が提出する申請書の内容を基に審査を行い、加入する医療保険上の世帯の所得に応じた月額自己負担上限額や高額療養費適用区分を記載した特定医療費（指定難病）受給者証を交付する。また、指定難病に罹患していることの証明を受けようとする者が提出した申請書の内容を基に審査を行い、当該罹患事実を証する登録者証を交付する。 特定医療費（指定難病）受給者証の交付にあたっては、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）（以下「番号法」という。）第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づいて情報提供ネットワークに接続し、他情報保有機関が保有する特定個人情報（生活保護関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報、年金関係情報、医療保険情報）を入手する。	事後	
令和6年7月24日	個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）（以下「番号法」という。）第9条第1項別表第1の98の項 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第71条	番号法第9条第1項 別表 131の項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年7月24日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<情報提供の根拠> ・番号法第19条第8号別表第2の26、56の2、87の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第1号リ、第30条第6号、第44条第1号リ <情報照会の根拠> ・番号法第19条第8号 別表第二の120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の3各号	<情報提供の根拠> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 14、18、42、77、80、113、125、144、161の項 <情報照会の根拠> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 158の項	事後	
令和6年7月24日	対象人数	令和3年3月31日 時点	令和6年3月31日 時点	事後	
令和6年7月24日	取扱者数	令和3年3月31日 時点	令和6年3月31日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月27日	特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき、支給認定を受けた指定難病の患者が指定難病に係る医療を受けた場合に、特定医療費の支給を行う事務及び、登録者証を交付し、当該患者が指定難病に罹患していることを証明する事務。 指定難病の患者が提出する申請書の内容を基に審査を行い、加入する医療保険上の世帯の所得に応じた月額自己負担上限額や高額療養費適用区分を記載した特定医療費(指定難病)受給者証を交付する。また、指定難病に罹患していることの証明を受けようとする者が提出した申請書の内容を基に審査を行い、当該罹患事実を証する登録者証を交付する。 特定医療費(指定難病)受給者証の交付にあたっては、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づいて情報提供ネットワークに接続し、他情報保有機関が保有する特定個人情報(生活保護関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報、年金関係情報、医療保険情報)を入手する。	難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき、支給認定を受けた指定難病の患者が指定難病に係る医療を受けた場合に、特定医療費の支給を行う事務及び、登録者証を交付し、当該患者が指定難病に罹患していることを証明する事務。 指定難病の患者が提出する申請書の内容を基に審査を行い、加入する医療保険上の世帯の所得に応じた月額自己負担上限額や高額療養費適用区分を記載した特定医療費(指定難病)受給者証を交付する。また、指定難病に罹患していることの証明を受けようとする者が提出した申請書の内容を基に審査を行い、当該罹患事実を証する登録者証を交付する。 特定医療費(指定難病)受給者証の交付にあたっては、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づいて情報提供ネットワークに接続し、他情報保有機関が保有する特定個人情報(生活保護関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報、年金関係情報、医療保険情報)を入手する。 ＜Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務＞ ・情報連携のため、本県は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。	事前	PMH事業の実施に伴う修正
令和7年1月27日	特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	難病等医療費管理システム、統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム	難病等医療費管理システム、統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、Public Medical Hub(PMH)	事前	PMH事業の実施に伴う修正
令和7年1月27日	対象人数	令和6年3月31日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月27日	取扱者数	令和6年3月31日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	
令和7年1月27日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業	—	十分である マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、申請者本人からマイナンバー提供を受けることを徹底している。	事後	評価書の見直しに係る修正
令和7年1月27日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 十分である 難病等医療費管理システム等へのアクセスが可能な職員は、静脈認証及びパスワード認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。	事後	評価書の見直しに係る修正
令和7年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	富山県厚生部健康対策室健康課	富山県厚生部健康対策室感染症・疾病対策課	事後	
令和7年4月1日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	富山県経営管理部総務課情報公開係 〒930－8501 富山県富山市新総曲輪1番7号 電話 076－444－3111	富山県経営管理部法務文書課情報公開係 〒930－8501 富山県富山市新総曲輪1番7号 電話 076－444－3111	事後	
令和7年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ 連絡先	富山県厚生部健康対策室健康課疾病・難病担当 〒930－8501 富山県富山市新総曲輪1番7号 電話 076－444－4513	富山県厚生部健康対策室感染症・疾病対策課疾病・難病担当 〒930－8501 富山県富山市新総曲輪1番7号 電話 076－444－4513	事後	
令和7年4月1日	対象人数	令和7年1月1日 時点	令和7年3月1日 時点	事後	
令和7年4月1日	取扱者数	令和7年1月1日 時点	令和7年3月1日 時点	事後	